

期日指定定期預金

平成22年10月1日現在

商品名	・期日指定定期預金(愛称:いずみ)
販売対象	・個人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。但し、満期日の指定は1カ月前までに通知が必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預け入れ ・1,000円以上300万円以下 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算
税金	・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) (但し、マル優ご利用の場合は除きます。)
手数料	——
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上で自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払します。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部総務部(9時～17時、電話:076-263-2585)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。(全額保護の対象ではありません。)

鶴来信用金庫